

別紙8 新庁舎におけるセキュリティ方針

新庁舎内に複合する、市役所、議会、市民福祉センター、市民利用スペースは、施設管理区分を設定し、防犯計画に基づく防犯管理を行う。

<新庁舎の管理区分>

- ・新庁舎の施設管理区分は、以下の区分とする。
- ・各施設の管理区分間については、施設間の入退管理が行えるようにする。

管理区分（部門）	構成諸室
市役所	市役所エントランス、執務スペース、執務関連諸室
議会	議会関連諸室
市民福祉センター	福祉センターエントランス、市民福祉センター諸室
市民利用スペース	市民交流スペース、展望テラス、多目的ホール
共用部	共用通路、エレベーター及びエレベーターホール、階段

<新庁舎のセキュリティレベル>

- ・新庁舎の諸室は、以下に示すセキュリティレベルに応じた、入退管理及び情報管理が行えるようにする。

レベル	対象	対応内容
高 ↑	5 コンピュータ室、耐火書庫等の重要諸室	特定の職員のみ出入りできることとし、入退時の扉の開閉を防犯設備で管理する。
	4 資料等の保管室（執務室から直接出入りするものを除く）、職員用更衣室	職員のみ出入りできることとし、入退時の扉の開閉を防犯設備で管理する。
	3 執務室等	原則として、職員のみが出入りできる。
↓ 低	2 相談室、会議室、応接室	職員または当該部分を使用する来庁者のみが入りできる。
	1 エントランスホール、通路・階段・エレベーター等の共用通行部分、市民利用スペース	誰もが自由に入出入りできる。
	0 市民広場、駐車場等の屋外部分	利用時間に関わらず、誰もが利用できる。

<新庁舎の時間外、休日の管理>

- ・施設区分に応じた、平日及び休日の開館時間は下表に示すとおり。

施設区分	開館時間	
	通常開館日	
	平日	休日
市役所、議会	8:45～17:15	閉鎖
市民交流スペース 展望テラス	8:45～17:15	9:00～21:00
市民福祉センター	9:00～21:00	
駐車場	終日	

※12月29日から1月3日は、駐車場を除き全て閉館

・市役所において下記に示す時間外及び休日の使用を想定し、適切な利用管理が行えるようにする。

名 称	担当課	実施日・時期
	利用場所	利用時間
期日前投票	総合事務局	
	市民交流スペース	閉庁～20時
日曜開庁日	市民課	第1・3日曜日
	課窓口	9時～12時30分
法律相談	福祉総務課	年6回、日曜日（不定期）
	市民相談室	9時～12時
日曜特設一般相談	福祉総務課	第1・3日曜日
	市民相談室	9時～12時
夜間納付相談窓口	国保年金課	月1回(平日)
	課窓口	18時30分～20時15分
児童扶養手当現況届受領窓口	子ども福祉課	毎年8月中の平日 1 週間
	課窓口	17時15分～20時
新学年入園希望者受付窓口	保育こども園課	11月、12月中の土日で計2週
	課窓口	9時～17時
保育料滞納者等対応窓口	保育こども園課	平日（予約制、不定期）
	課窓口	17時15分～20時
各種団体の会議	スポーツ振興課	年間15回（不定期）
	会議室	18時～21時